

巻末資料

表1 東南アジア3カ国の自治体制度比較

		インドネシア	フィリピン	タイ ⁶⁾
人口		約2億2800万人 [2008年推計]	8857万4614人 [2007年8月1日推計]	6572万人 [2007年6月末推計]
自治体のレベル数		2層制	3層制	2層制
自治体の層と数	1層目	州(33カ所) [2008年末時点]	州(80カ所) 高度都市化市/独立構成市 ²⁾	県自治体(75カ所)
	2層目	県(375カ所) 市(90カ所)	構成市(137カ所) 町(1497カ所) ³⁾	テーサバーン(1020カ所) タムボン自治体(6616カ所)
	3層目	村 ¹⁾	バラングアイ(4万2023カ所)	—
その他		ジャカルタ特別州 (1層制)	ムスリム・ミンダナオ自治区 ⁴⁾	特別自治体(バンコク都[1層制 ⁷⁾], バッタヤー特別市)
自治体の最大人口・最小人口	1層目	最大:西ジャワ州 (4148万3729人) [2007年] 最小:西パプア州 (72万2981人) [2007年]	最大:カピテ州 (285万6765人) 最小:パタネス州 (1万5974人) ²⁾	最大:ナコーンラーチャシーマー県自治体 (255万5587人) 最小:ラノン県自治体 (17万9850人)
	2層目	最大:スラバヤ市(東ジャワ州) (262万8113人) [2007年推計] 最小:スピオリ県(パプア州) (1万2624人) [2007年推計]	最大:ダスマリニヤス町 ⁵⁾ (カピテ州) (55万6330人) 最小:カラヤーン町(パラワン州) (114人) ²⁾	最大:ノンタブリー特別市 (26万7097人) 最小:ボークベーク町(660人) タムボン自治体:不明
	3層目		最大:バラングアイ176(マニラ首都圏カロオカン市) (22万1874人) 最小:バラングアイ2(パラワン州ロハス町)(7人) ²⁾	

(出所) 各章筆者が相談して作成。

- (注) 1) 自治体的性格をもつ単位として村があるが、その扱いの揺らぎに関しては第3章を参照。
 2) 大統領府声明1489号(2008年4月16日付け)で公式の人口統計と位置づけられた国家統計局の2007年人口センサスによる。
 3) 市・町ともにフィリピンの内務・地方政府省発表(2008年12月31日付け)による。
 4) 州、構成市・町、バラングアイにより構成される。
 5) 共和国法9723号(2009年7月27日付け)により、市に昇格した。なお、第1層自治体の高度都市化市を含む「市」のなかで最大の人口を有するのはケソン市の267万9450人である(注2の2007年人口センサスより)。
 6) タイの人口、自治体数ともに2007年の値。
 7) バンコク都の区議会議員は、住民の直接公選で選ばれる。

表2 自治体リソース制度の比較（インドネシアとタイ）

		インドネシア	タイ
人口 (2008年時点)		約2億2800万人 [2008年推計]	6572万人 [2007年6月末推計]
自治体の レベル数		2層制	2層制
自治体の 歳入規模 (一自治 体ごと)	1 層目	州 (2兆5845億ルピア)	県自治体 (2億2730万バーツ)
	2 層目	県・市 (6170億ルピア)	テーサバーン (6516万バーツ) タムボン自治体 (747万バーツ)
	3 層目	—	—
	そ の 他	ジャカルタ特別州 (17兆4446億ルピア) [2006年]	バンコク都 (411億9289万バーツ) パッタヤー市 (17億3903万バーツ)
自治体ご との自主 財源比率	1 層目	州 (43.8%) [2008年]	県自治体 (14.3%)
	2 層目	県・市 (15.8%) [2008年]	テーサバーン (9.5%) タムボン自治体 (7.1%)
	3 層目	—	—

(出所) インドネシア：州・県市の歳入規模は2007年の値（岡本算出）。タイ：すべて2006年の値（各種統計から永井算出）。

表3 インドネシア 中央公務員数と地方政府（州・県/市）公務員数

(単位：人)

	中央	州	県/市	総計	
2003	840,018	311,068	2,496,919	3,648,005	(2003年12月現在)
2004	824,644	303,283	2,459,410	3,587,337	(2004年12月現在)
2006	851,785	291,894	2,489,582	3,633,261	(2006年6月現在)
2008	841,158	299,767	2,942,435	4,083,360	(2008年12月現在)

(出所) www.bpk.go.id; BKPN [2008, 26] より岡本作成。

表4 タイ 中央—地方行政の公務員数，地方自治体の公務員数

(単位：人)

	総数	中央行政・地方行政	地方自治体
1999年度	1,299,776 (100%)	1,208,623 (93%)	91,153 (7%)
2006年度	1,258,919 (100%)	1,117,131 (88.74%)	141,788 (11.26%)

(出所) 首相府人事院 2006 年データなどより永井作成。

表5 東南アジア 3 カ国における地方首長選挙の有無

	インドネシア			フィリピン			タイ				
	自治体		地方行政	自治体		地方行政	自治体		地方行政		
1層目 (州または県市)	州	○	-	州	○	-	県自治体	○	県	×	
				高度都市化市	○	-					
				独立構成市	○	-					
2層目 (郡・市町) (行政区)	県・市	○	-	構成市	○	-	-	郡	×		
				町	○	-	テーサバーン			○	○ ²⁾
							タムボン自治体			○	○ ³⁾
3層目 (村)	町	×	-	バラングイ	○	-	-	村	○		
その他	ジャカルタ州	○	-	ARMM	○	-	バンコク都 ○				
	[ただし市長は任命制]						パッタヤー特別市	○	-		

(出所) 各章筆者で相談のうえ，共同で作成。

(注) 「-」は制度自体がないこと，「×」は長が公選で選ばれないことを意味。

- 1) 町村はインドネシアの県市の下部組織である。自治体としての村の扱いの揺らぎについては第3章参照。
- 2) テーサバーン・タムボンおよびテーサバーン・ムアンでカムナン制度を残したところでは，カムナン・村長と地方自治体は並存してもよい。
- 3) カムナンは村民によって直接選出された村長のなかから立候補したものを住民が直接選ぶ。ただし，2007年の1914年地方行政法改正により，カムナン・村長は従来の5年ごとの選挙から60歳定年制に変わり，10年ごとに内務省の審査を受けることとなった。カムナン・村長は中央政府の地方行政末端を担っている。

表6 東南アジア3カ国の自治体における首長と議会の関係

	インドネシア	フィリピン	タイ
自治体首長の選出方法	住民直接選挙	住民直接選挙	住民直接選挙
自治体議員の選出方法	住民直接選挙	住民直接選挙	住民直接選挙
自治体議会の不信任決議権の有無	更迭要求は可	無	無
首長による議会の解散権の有無	無	無	無
議長を選出	地方議会が議員のなかから互選で選出	住民直接選挙で選ばれた副首長が就任	地方議会が議員のなかから互選で選出
議会の同意を必要とする人事案件	無	有 (任命職員について)*	無
その他	大統領による首長更迭可能性あり	首長・議員を含めた公選職員のリコールあり	内務大臣、県知事によって首長、議員の解職、議会解散がある。首長・議員を含めた公選職員のリコールあり

(出所) 各国担当で相談のうえ共同で作成。

(注) *自治体議会秘書官は副首長の任命のみで、議会の承認は要せず。

表7 タイの自治体の種類別下位分類と議員定数一覧

普通地方団体の種類	下位分類 (設置要件)	自治体設置数 (2007年1月 19日現在)		議員定数	首長顧問・秘書の定員 ⁴⁾	首長補佐の定員
県自治体 ¹⁾	大規模県自治体(人口200万人以上)	75	19	(1) 24人(県人口50万人未満) (2) 30人(50万～100万人未満)	4人以下	合計5人以下
	中規模県自治体(人口100～200万人)		38	(3) 36人(100万～150万人未満) (4) 42人(150万～200万人未満)	3人以下	
	小規模県自治体(人口100万人以下)		18	(5) 48人(200万人以上)	2人以下	
テーサバーン ²⁾	テーサバーン・ナコーン(特別市)(人口5万人以上)	1,162	22	24人	4人以下	合計4人以下
	テーサバーン・ムアン(市)(人口1万人以上または県庁所在地)		120	18人	3人以下	合計3人以下
	テーサバーン・タムボン(町)		1,020	12人	2人以下	合計2人以下
タムボン自治体 ³⁾	大規模タムボン自治体 中規模タムボン自治体 小規模タムボン自治体	6,616	タムボン内の村ごとに2人		1人	タムボン自治体副首長 2人以下

(出所) 永井作成。

- (注) 1) 大規模県自治体・中規模県自治体・小規模県自治体の分類は「1997年県自治体法」に規定されておらず、内務省による県自治体職員定員・組織構造を規定している規則にもとづく。
 2) 特別市と市の設置要件は、公共サービスを担えるだけの歳入があることという条件が付されている。町については、設置要件はとくに示されていない。
 3) タムボン自治体の下位分類は、内務省地方自治振興局が決める独自の指標にもとづく点数の積み上げによって分類されている。
 4) 首長顧問・秘書は非議員職である。

表8 タイの年次別自治体合併の件数

自治体合併(年)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
タムボン評議会+タムボン自治体	1	3			91			95
タムボン評議会+テーサバーン・タムボン(町)				4	88			92
タムボン自治体+タムボン自治体		1			59	1		61
タムボン自治体+テーサバーン・タムボン(町)	1		1	2	64	1		69
合計	2	4	1	6	302	2		317

(出所) タイ内務省地方自治振興局制度・構造開発部作成内部資料(2006年3月14日時点)より永井作成。

表9 フィリピンの公務員数と内訳

	総数		中央政府		政府系企業		地方政府	
		%		%		%		%
1990	1,258,000	100	903,000	71.8	128,000	10.2	227,000	18.0
1995	1,328,000	100	854,000	64.3	120,000	9.0	354,000	26.7
1999	1,446,000	100	960,000	66.4	95,000	6.6	391,000	27.0
2004	1,475,699	100	1,001,495	67.9	103,977	7.0	370,227	25.0
2008	1,313,538	100	832,676	63.4	99,360	7.6	381,502	29.0

(出所) 国家統計調整委員会編 Philippine Statistical Yearbook 各年版より佐久間作成。

(注) 中央政府公務員数は公立学校教員を含む。四捨五入しているため、総和が100%にならない場合がある。